

8. 有害獣被害を減らしたい方

■イノシシ等有害獣被害防止対策事業

補助対象

原則として受益戸数3戸以上、かつ市町村対策協議会等が実施する被害対策に係る経費を助成

<ソフト事業>

捕獲機材（箱わななど）の購入や技術講習会の開催等への助成

<ハード事業>

防護柵の設置等に対する助成

補助率

<ソフト事業>

1 / 2 以内

<ハード事業>

防護柵の設置に対する助成

ア 実施主体自らが柵（電気柵、金網柵等）を設置する場合：定額

イ 実施主体が委託により設置する場合：1 / 2 以内